

平成二十五年三月十五日（金）

第四回荒川区景観審議会議事録

於・防災センター研修室

午後二時開会

○会長 皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、荒川区景観審議会会長をしております中村でございます。定刻となりましたので、おおむね皆さんお集まりでございますから、第四回の荒川区景観審議会を開催したいと思います。

会議に入る前に、形式的なことでございますけれども、本日は傍聴を希望される方がおられます。荒川区景観審議会公開及び傍聴の取り扱い基準の定めによりまして、これを認めることにいたしました。既に入場しておられます。どうぞ皆さん、荒川区景観審議会公開及び傍聴の取り扱い基準に従っていただきたいと思います。と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会でございますけど、昨年三月一日から施行された景観条例、景観計画に基づいたこれまでの届出制度の状況並びに区民と進める景観まちづくり等について、報告事項を中心に進めていく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

会議次第にございますように、報告事項でございますして、審議事項とは少し違いますけれども、大変重要な事項が幾つか盛り込まれております。

それでは、初めに、三嶋副区長から御挨拶がございます。副区長、よろしくお願いいたします。

○副区長 皆さん、こんにちは。第四回景観審議会を開催しましたところ、年度末の本当にお忙しいところ御出席いただいて、本当にありがとうございます。

冒頭に非常に残念なお話をしなければなりません。この審議会の委員でございます竹内捷美様でござい

ますけれども、一昨日急逝されたという残念な報が届きました。竹内先生は区議会議員でもあられて、この審議会でいろんな御意見をいただいております。常日ごろ竹内先生からいろんなお話をいただいているんですが、特にこの景観について非常に熱心な先生でした。これからも、こういうときは竹内先生はどういうふうにおっしゃるんだろかということを考えながら、荒川区としても今後とも景観行政の推進に力を入れてまいりたいと思っております。

さて、本日の審議会は、今、会長さんがおっしゃいましたように、報告事項三件でございます。昨年三月一日から計画、それから条例、両方とも施行いたしましたして、五月には景観まちづくり推進委員会、この委員会を設置して、非常にすばらしい活動をしていただいております。景観行政は非常に難しいんですけども、確実に一歩ずつ進めているのではないかというふうに思っております。それを踏まえて、本日のこの三つの報告事項でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長 どうもありがとうございます。

それでは、早速でございますけど、事務局よりまず導入部の報告がございます。事務局からよろしくお願いたします。

○都市計画課長 都市計画課長の松土でございます。本日はよろしくお願申し上げます。

まず、本日の資料でございますけれども、確認をさせていただきたいと思っております。一番上に会議次第、次に審議会の報告資料、それと日暮里富士見坂に関して守る会さんからいただいたパンフ及び資料がございます。それと、「てくてくと」という景観ニュースでございます。最後に、景観の形成のガイドライン

三冊をつけさせていただいております。御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

「「はい」と呼ぶ者あり」

○都市計画課長 ありがとうございます。

続きまして、本日の会議でございますけれども、十一名の皆様の御出席をいただいております、有効に成立しておりますので、ここに御報告を申し上げます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、早速でございますけれども、お手元の会議次第に従って報告事項を進めていきたいと思っております。会議次第三のところに報告事項が三つ書いてございまして、初めに、「平成二十四年度景観事前協議書及び行為の届出状況について」、事務局より報告がございまして、よろしく願います。

○都市計画課長 それでは、報告をさせていただきますが、すみません、お手元の資料を見つつ、一応このパワーポイントで資料のほうを御説明したいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、まず、景観事前協議書及び行為の届出状況ということで御報告をさせていただきます。お手元の資料のほうがもしかすると見やすいかもしれませんね。

まずは、「景観事前協議書」、それと「行為の届出・通知書」、この二つに分かれておりますので、その現状のところの届出件数等をまずは御報告させていただきます。

荒川区におきましては、都電景観軸、隅田川景観軸、それと日暮里台地の景観軸ということで、三つの

景観軸、それと一般地域に分かれております。それぞれにつきまして、都電の景観につきましては六件の建築物についての事前協議がございました。また、隅田川、あと台地につきましてはそれぞれ一件ずつ、それから一般地域におきましては二十四件の届出をいただいているところがございます。その他というところで八件。この「その他」というのは、工作物等と、開発行為、それに関しての届出でございます。具体的に申し上げますと、例えばバス停の上屋とか、そうしたものの届出というところでございます。合計いたしまして三十二件、八件、総合計で四十件の事前協議の届出をいただいているところがございます。その中で、公共施設につきましては十件の届出をいただいているところがございます。また、行為の届出のほうでございますけど、これにつきましては、総合計としましては、二十八件、それとその他の届出が三件ということで、三十一件でございます。この件数の違いにつきましては、公共施設の場合、ある一定の大きさでは行為の届出が必要なんですけども、それ以外の相談も受けておりますので、この八件の差が出てきているので、この件数的にはちよつと差ができていくというような状況です。あと、それにしても一、二件ちよつと数が違いますけども、これにつきましては、今まだ事前協議が調べて次の行為の届出に至っていないものがあるものですからちよつと数字の違いが出ているということでございます。二十四年度につきましては大体四十件ぐらいのこうした協議が行われているというような状況でございます。

次に、景観アドバイザーの協議件数でございます。これにつきましては、景観アドバイザーにつきましては、今、四名の方にアドバイザーとしてアドバイスをいただいているところがございます。その中で、建築物につきましては六十五件、屋外広告物につきましては二十件の協議、アドバイスをしているところ

でございます。この件数も先ほどの件数と違うのは、そうした事前協議には当たらないような公共施設とか、そうしたものの御相談を受けたりとか、あと、屋外広告物につきましては、事前協議につきましてやっつていくんですけども、正式な届出は屋外広告物を担当する違う部署になっておりますので、色だとか、大きさとか、そうした相談については受けているというような状況でございます。そんな流れの中で、こうしたアドバイスをしているところでございます。

具体的に何件かを取り出して御報告をしたいと思っております。

まずは、三河島駅前の南地区再開発の新築工事でございます。これにつきましては、従前の協議の前がこうした状況でまずは事前のお話ございました。これに対しまして、これは三河島の再開発事業でございますけれども、従前の日暮里駅前の再開発も先行事例としてございます。そうしたところを倣いながら、外部の一部の色彩について寒色から暖色系に変更していただきました。具体的に言いますと、この真ん中のあたりの青いラインが最初はあったんですけども、ちよつと寒々しい感じがしておりますので、これにつきましては暖色系のこうしたものに変えていただいておりますのでございます。

また、これは荒川区の町屋一丁目計画ということで、マンションの計画でございますけれども、これは北面の様子でございます。これについては、北面が単調にならないようにということで、アクセントとしてこの三本のガラスの防風スクリーンを設置していただきまして、デザインにアクセントを入れていただいたというところでございます。

それから、これは既存の建物でございますけれども、南千住スカイハイツの大規模改修工事でございます。

す。従前は上に赤いラインがこういうふうにあったんですけども、これについては少し落ちついた色で塗りかえをしていただいたというようなところでございます。

それと、これは三河島陸橋、架道橋のペイント工事でございます。正庭通りにちょうどかかっている鉄橋でございまして、これにつきましては、これまでの色と変えまして、すっきりとした街並みに合うような、ちよつと深い緑色といえますか、そうした色にさせていただいたところでございます。

それから、これはドンキホーテの屋外広告物でございます。従前の協議の前は、こうしたちよつと派手目のものでございましたけれども、これについて、ドンキホーテという名称だけで十分知名度があることから、看板として派手な表現を少し抑えてもらいました。ということと、このような形で協議をさせていただきまして、既にこれは設置をされているところでございまして、これはちよつと明治通りとサンパール通りがぶつかっている交差点のところの角に立っている大きな看板でございます。

それから、これは東京チカラめしという外食系のショップでございますけれども、これについて、以前はこういう形で協議前があったわけでございますが、これについても、オレンジ色の明度を少し下げさせていただいて、またロゴもちよつと小さくしていただいて、こういう形で協議が調ったというところでございます。

ということと、以上、届出状況、また事前協議の状況等の御報告でございました。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事前協議に関する報告がございましたけれども、これについて御自由に御討議いた

きたいというふうに思います。事前協議と、それから行為の届出というのは、これは景観法に基づく行為でございますから非常に公式なものでございますけれども、それについて最初の反応が出てきたところでございます。どうぞ御発言。マイクをお使いいただけますか。

○六番委員 すみません。今、事前相談で相談した結果……

○会長 どうぞお座りになって。

○六番委員 相談した結果、改善をしていただいた事例を幾つか示していただきましたけど、相談してもなかなかそれが結果を出せないケースもあるのかなと思うんですけど、報告いただいたこの件数の中で、相談の結果よくなったものはどれぐらいの割合なのか、あるいは改善が非常に難しかったとか、結果が出にくかったものはどういう割合なのかというのがもしわかれば教えていただければと思います。

○都市計画課長 状況といたしまして、全く聞いていただけないというよりは、私どもの区の体制でいきますと――ほかの区ですとアドバイザーがいても書面による通知みたいなものが多いので、私どもの区では、これにつきまして対面での協議を今実施させていただいています。もちろんその重要度によって少し変わりますけれども、事業者を呼んで、アドバイザーの先生も入れて、区も入って、対面での協議を行っているということで、かなり効果はあるのかなというふうに思っております。少しでも変えていただければということのお願いをしておりますので、全く聞いていただけないということはほとんどないかなというふうに思っております。

○六番委員 ありがとうございます。全く聞いていただけないというのはほとんどないということですか

れども、対面を基本としてやっている区とそうでない区というのは、二十三区ではどういう状況かもしわかれば教えていただければと思います。

○都市計画課長 実際に行なったことをやっている区が約半分ぐらいだと思います。その中で対面をしているということで私どもが把握しているのは、私どもを入れて二区程度かなというふうに思っております。

○六番委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに何かございますか。どうぞ。マイクをお使いください。

○三番委員 すみません。池田といいます。

こういうものを見せていただくと、大きい事例については、多分建築をやる前に何か申請があつて、こゝうやって対面でやったりとかなさると思うんですけど、小さい物件の場合は、すり抜けてしまうんじゃないかなと思うんですよ。例えば南千住の駅前に大きい、ちよつと派手なハンバーガー屋さんがあったんですけども、そういうのとかは全然網にひっかからなかった感じですよ。そのままかでかと、きらきらとしているので。

○会長 事前協議の要件に……

○三番委員 要件に入っていなかったということでしょうね。

○会長 どうなんですか。

○都市計画課長 要件といたしましては、一般地域でいきますと、高さが十五メートル以上、延べ床が千平米以上のそうした建築物というのが一般的な、一般地域でのものになります。また、例えばですけども、

都電の景観軸、そうしたところでは、高さが十メートル、または延べ床が五百平米以上、そうした建築物がこうした事前協議の対象になるところでございます。また、看板につきましては、一般的な地域では十平米以上のものが一応その事前相談の対象となりますので、もしかするとそういうこともあるかなというふうには思います。

○会長　ちよつと確認しますが、その協議に入る要件というのは、それはこの荒川区がそういうふうに決めているんだと思いますけど、大もとは景観法にそのことが書いてあるんですけどか、大きさの限界というのは。

○都市計画課長　大きさの限界につきましては、もともとは東京都の前の景観計画の中で、やはり条例の中でそうした決めがございまして、それを大体は踏襲しつつ区として決めてきたというところがございませう。

○会長　そうですか。

ほかに何かお気づきの……。どうぞ。

○七番委員　今の話も、もう少しどういうことなのか。例えば、規制の対象にならないけども、区としてはもう少し何とかしたいと思っているのか、しようがないというふうに諦めているのか。一方では規制させているわけですよ、看板について。しかし、一定規模以下だと対象にならないと。どう見ても区民から見たら、ちよつとどうなっているのという意見は当然これから出てくる話だと思うんですよ。そういう意味で、やっぱりもう少しわかりやすい基準みたいなことも必要になってくるんじゃないかと。例えばそれ

は景観法でできないにしても、区としては規制をもっと強化したいという方向とか、それはなかなか難しいんだとか。それはもう少し具体的にしてもらわないと、わかっている人はプロで、これが対象で、こっちはそうじゃないよとなるけれども、区民目線でやっぱり考えないといけないんじゃないかと思うので、ちょっとお聞きしたいと思うのが一つ。

それから、常磐線のガードですかね、ありましたよね、この例示の中に。例えばこれはほかにもいろいろ荒川区内でもっときれいにしてもらいたいようなところがあったりして、これはどうなのかということも繰り返し聞いているわけなんです。多分、常磐線というか、JRのほうが改修するよということでは届けがあったので、それには意見を言ったんだということなのかと思うんですけど、そういう……。まあ、始まったばかりなので、その手順と全体の……。申し入れというのは前にも聞いたことはあるんですけど、荒川区内で、私は西日暮里の駅の周辺が、京成とか常磐線のところ、やっぱりガードとしては古くて、もっときちつとしてほしいという要望をいろいろ寄せられているわけですよ。それは、結局相手の事業者がやるよと言ったときに、区のほうは、その場合にはこうしてくださいますよと言ったことぐらいしかないと。いうふうに聞いてはいるんですけども、もう少し積極的にこの景観ということを考えたなら、区のほうから繰り返したと言ったらおかしいけれども、要請するとか、区民にも、こうしたことが問題なんですよということとを訴えて促進させるとか、何か待ちではなくて、やっぱりせつかくそういう方向が出て、もっときれいにしようよと、もっと落ちついたまちにしようよというふうに言っているんだから、その辺はもう少しやり方がないのかなと思うものですから、ちょっとその辺。

あと、最後に、全体の件数と例示があったんだけど、できればやっぱり具体的に全体このぐらいで、こういうところでしたよというふうなこともあってもいいのかなと思ったものですから、今日は結構ですけど、次回はそういうことも、どの辺でということも、大きい小さいはあるんだと思いますけど、報告はしていただきたいなと思いました。

○都市計画課長　まず、ある一定規模以上でこういう形で指導させていただいていきますけども、条例上におきましては、全てのこうした建物については、そうしたことが必要、そういう景観のこととか、また色彩のこととか、努力義務としてやっていただきたいということはどうたわれております。ただ、委員がおっしゃるとおり、そうしたことについて、全てについてなかなか目配せができないということは課題かなというふうに思っています。

それから、届出制度でございまして、その中の指導ということの現状があるということとは認識をして、また現状としてはそういう形で進んでいるわけでもございまして、ガードだとか、そうした影響の大きいものは、先ほど委員からも話がありました、時を得つつ私どもとしては働きかけをしているつもりでございますが、そうした景観への配慮については、さらにそれについての要望はしていきたいなというふうに思っています。

あと、資料につきましては、次回までにそうしたことも考慮してやっていきたいというふうに思っています。

○九番委員　すみません。関と申します。

二点ありまして、一つは、先ほどのバーガーキングの例なんですけれども、面積とか、高さとか、もしかしたら基準以下かもしれないぐらいの物件なんですけど、駅前で非常に目立つという位置にあるので、そういう建物なんかはどうなんでしょうか。多分駅前だからというように規制のかけ方はしていないと思うんですけども。

あともう一つは、実はスカイハイツは両親の実家があるマンションで、この大規模改修を最初からずっと見ていたんですけど、最初の改修ニュースとこのを見たときに、区からこういうのを言われちゃったからしようがないからやるんだよみたいな感の雰囲気があふれていまして、最初で戸惑ったということもあると思うんですけど、非常に規制されているからという感じが多かったです。その後、どういう経過をたどったのか、中の方でたどっているかはわからないんですけど、実際にでき上がってみると、非常に落ちついた色合いで、あとそれから、ちよつと今説明の中には漏れていたんですけど、縦に渋いオレンジ色の線が少し入っているようなデザインも工夫されていまして、そのオレンジ色の色がちよつとこの写真にも写っているんですけど、後ろのマンションがちよつと渋いオレンジっぽい色だったりとか、周りにクリーム色とか茶色の線が、色が入っている建物が多いので、周りの色と合ってきたりとかいうのもあったので、私はすごく好ましいと思ったんですけど、ただ、これが塗りかわったのが、周りの人が何で塗りかわったのかわかっているかと思いません。環境省さんがエコ改修と環境教育と一緒にやるプロジェクトというのを立ち上げたことがあって、改修する同時に、それを教材にして学校と連携して教育するというようなプロジェクトをやったんですね。そのお手本になりそうな事例なんかはそういうことをやって、学校が直す

場合とかというのでもいいかもしれませんが、意識を変えらるということにも、改修自体を何か役立てるようなことがあったらいいのかなというのをちよつと思いました。

○都市計画課長　まず、バーガーキングのお話でございますが、これについて商業地域ということの中でいきますと、一応、事前相談の対象につきましては、表示面積が十平米以上のものについて、そうした事前相談の対象となつていふことがございます。そうした中でのお話かなというふうには思つてございます。

また、スカイハイツにつきましては、これは、アドバイザーの先生がそのものについて単体で見るとはなくて周りのとの調和ということも意識をしながらアドバイスをいただいているので、そうした成果かなというふうには思つております。こうした成果について、やはりある程度宣伝をしたりとか、そうした使用道……。今日もこういう形で宣伝をさせていただきましたが、機会を捉えてそうしたことはやっていきなというふうには思つております。

○会長　景観法に基づく事前協議及び行為の届出というのはどういふものであるかというのは今日実例でご覧になつたとおりでございます。幾つかの改良点がございましたけれども、皆さんの目から見ればこれですべて問題が解決したというふうにはとても考えられないだらうと思ひます。いろいろ御不満な点もあろうかと思ひます。これは、これから審議会としても受けとめて、景観法の枠内でどうするか。あるいは、枠から少し出て何かやる可能性があるかないかということは、やはり我々の間で審議する必要があると思ひつています。後で私がちよつと一つ、二つ申し上げたいことがございますけど、枠内でもまだやれること

はいろいろあるだろうと思いますので、今日の御報告と皆さんの御意見を、これだけで終わらせないで、次回以降に続けていきたいというふうに思いますので、今日は大体このぐらいのところでおさめようかと思えますけど、もうお一人ぐらいもし意見があれば。どうぞ。マイクを使ってください。

○二番委員 伊藤（登）でございます。

いろいろな制度の話が出ましたけども、かつちりした制度を最初に完璧に恐らくつくすることはできないので、こういう形でやりながら改良すべきところを改良していくのがいいのかなというふうに思いました。

その上で、景観アドバイザーの先生方はこんなにとくさん仕事をされているんだというふうに改めて思いましたけれども、先生方がアドバイスされた事項というのかな、その成果が今日の報告事例の一番だと思えますけども、こういうのは多分建築の用途だとか建物の規模だとか開発のあり方なんをもって、恐らく経験を積んでいくと幾つかそのタイプごとにやり方というのが見えてくるんじゃないかと思うんですよ。それはせっかく、一件一件のものにしちゃうともったいないので、これは成果をうまく区にストックしていただいて、また先生方のアドバイスされている内容とかを区の職員の皆さんの技術にしてもらいたいなというふうに思います。そういう意味でも、こういうのをぜひ事例集みたいな形でまとめていくと、意外とそれは今日配られたガイドラインみたいな形にもっと完成度を高めていくのかなというふうに思いましたし、それを予算的にも何とかかしていたくように、出席されている区議の先生方にはそういう面の予算をつけていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○会長　ありがとうございます。

今の届出と協議はアドバイザーの先生方をお願いしているわけですけど、皆さんも状況によってはそういうアドバイスに参加できるような形をあるいは考えてもいいのかなという感じがいたしますけども、今日は第一回ということで、そういう状況をとにかく御報告いたしました。今後またそれをさらに有効にしていく協議などをこれから行いたいと思います。

それでは、次の話題に移ってよろしゅうございますか。後でまたもし御発言、残りがございましたら総括的にお尋ねいたしますので、差し当たり第二の議題に移らせていただきます。

それでは、事務局から日暮里富士見坂の件について御報告をお願いいたします。

○都市計画課長　それでは、資料の二番目でございますが、パンフレット、こうした二枚と、あとこれまでのメディアで取り上げていただいている報道状況、この三点について御報告をするとともに、現在の状況についてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

この三点につきましては、富士見坂を守る会の皆様から御提供いただいたものでございます。ありがとうございます。

この中で、まず、著名人の方も含めて、いろいろな方々が富士見坂を残したいということのメッセージを書いた、こうしたリーフレットでございます。

それともう一点が、「こんな富士見坂にしないで」ということでございます。これにつきましては、昨年の二月の審議会のときに新宿のほうでやはりこうした眺望が侵されそうだということ御報告をしたと

ところでございますが、その後、昨年の八月にこうした文京区のほうで事業が進められているというような情報を入手させていただきました。その後、文京区の景観担当との協議を行ってきたところでございます。

その中で、このリーフレットがよくわかるんですけれども、現状見えている……。中のほうでございませうが、左の上が現状こうした形で見えているんですけれども、ここにこの赤い点線のような形でマンションが計画をされているというようにことが判明したところでございます。

これについては、本当に荒川区としても非常に衝撃を受けたところでございまして、昨年の八月のときに文京区の担当者にもお話を聞きつつ、この眺望が侵されないようにということと、設計者の方々に御説明を文京区のほうからしていただいたところでございます。また、その後もこの関係五区が集まってこうしたことについての意見交換をしつつ、事業主様にお会いにはできないかということと文京区を通して今働きかけをさせていただいていますが、なかなかその事業主様のほうでは会っていただけないというような状況が続いているところでございます。

この事業につきましては、以前の新宿区るときには住友不動産という超一流の会社が計画をしたという中で、私どもも会社にお話をしに行ったところでございますが、今回については個人の方が――会社組織にはしているようでございますが、個人の方がその個人の資産を運用してこれからの生活の糧にするというこの状況もございまして、なかなか難しい点はございますが、こうした状況を御説明して、何とか階高を下げただけでないかというようにお話をしているところでございます。

また、あわせて、関係五区が集まりまして、ガイドラインをつくっていかうというように、今、

協力体制を整えたところでございまして、早目にそうしたガイドラインもつくりつつ、そうした協力を求めていきたいなというふうに思っているところでございます。

あと、最後に、資料につけさせていただいたのは、これも会の皆様からいただいたものでございまして、二〇〇九年から国内外においてメディアで取り上げられている状況の資料でございます。大体約三百六十件ほどこうしたメディアに取り上げられている状況がわかると。最後に富士が見える坂として残されたものを守っていききたいという心がこうした報道にもつながっているのかなというふうに思っております。

私どもといたしましても、こうしたものについて、大切なものでございますので、そうしたものを堅持していききたいという気持ちは一緒でございますので、そうした取り組みについてはまた鋭意進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○会長　ありがとうございます。

各国のメディアで取り上げた、このペーパーがありましたね。この資料はどこから出てきた資料ですか。○都市計画課長　すみません。この資料も守る会の皆様がまとめていただきまして、それを今日提出しているところでございます。

○会長　わかりました。どうもありがとうございます。

今、事務局から御説明のとおりでございます。この富士見坂の部分は、荒川区の三つの景観軸の一つに入っている場所でございますので、我々としても非常に関心が深いところでございますけども、特にその

中で富士見坂、富士が見えることに関して、地元の皆さんが大変御関心があり、こういう資料をまとめていただきました。

これについて、今、区の景観審議会として何ができるかできないか、そういったことを考えなきゃいけない立場でございまして、私としては、皆さんの意見を受けた上で、やれることは何かの行動を起こしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、これは。

マンションの建つ場所はほかの区なんです、ほとんどね、これ。ということもあって、すこぶる難題ではありますけども、重要なことでもありますので、結論が出る出ないは別にして、少し御意見をいただきたいと思えます。どうぞ。

○六番委員 富士見坂という都内で唯一地上から富士山が見えるというのは本当に貴重な場所だと思いますので、今、荒川区、文京区、新宿区等々と個別にお話をされているということですが、やはり東京都という形で網をかけて、こうした日本国にとって、また東京都にとっての遺産となるもの、場所を明確に守っていくということを都道府県レベル、東京都としてやるべきだということを荒川区、文京、新宿等々、ともに声を上げて形にしていくということが一番重要なのかなと思うんですが、そうした観点での交渉と、いうのは今どのような状況にあるのか、教えていただければと思います。

○都市計画課長 委員おっしゃるとおりだと思います。今、関係区におきましては、そうした方向で一致をしているところでございますが、一番大切なのは、広域の景観を守る上で東京都の協力は欠くことができないということは認識をしているところでございます。しかしながら、東京都におきましては、富士が

見えるところはいっぱいありますよというふうなお話の中で、なかなかそこにのっていただけないという現状もあるところでございますけれども、私どもとしましては、こうしたガイドラインをつくりつつ、それを東京都にもお見せをしながら、そうした考えを改めていただいて、取り組んでいただけるように働きかけはしていきたいなというふうに思っております。

○六番委員　ほかの道府県でもこうした形とある意味似た構造のものがあるのかなと思うんですが、より先進事例となるようなものというのとは、何か情報をお持ちでしたら教えていただければと思います。

○都市計画課長　こうした広域にまたがる景観につきましては、なかなかそんなに事例があるわけではないうのでございます。というのは、国におきましても、こうした広域景観の重要性というのを言っております。まして、私どものほうに逆に言うと先進事例といえますか、ヒアリングに来たぐらいでございまして、なかなか解決策ということは難しい部分があるのかなというふうに思っております。

○会長　皆さんのお手元のこのパンフレットをあけていただきますと、日暮里富士見坂の地図があつて、富士見坂のところから富士山へ向けて細い通りが延びていますね。この中に高層ビルが建つと富士山が見えなくなるという、こういう……。かかっていますね。こういうのは眺望景観といって、これを守ろうとする、この扇形の中にある高いビルは全部禁止しなきゃいけないわけでありまして、ビルの高さに関する制限行為が発生するわけです。それを本当にやろうと思つたら法律的な手続が要ります。

これは伊藤（登）さんも御存じかと思えますけど、これはもともとフランスのフュゾー法という法律の先進事例としてつくつたものなんだけど、これは東京都で、富士山ではないかもしれないけど、建築物に

関しては適用事例があるんですけどか。

○十四番委員 やっていますよね。

○会長 やっていますね。

○十四番委員 例えば行幸通りから東京駅を見たときに後ろは建てさせないとか。

○二番委員 だけど、そのぐらいですかね。

○会長 今、後ろのほう建築が建っちゃったんでしよう、あれ。

○十四番委員 いや、だけど、そこを縫ってぎりぎり規定しているんです。

○会長 規定したんですか。

○十四番委員 もうちょっと幅広くやろうとしたんですけども、もう既に計画があったので、そこを除外

して……

○会長 でも、一応適用したことになっているわけですか。

○十四番委員 今もやっています。

○二番委員 というか、あれは空中権を売ったんですよ、周りに。つまり行幸通りから……。まあ、東

京駅が改築というか、古く新しくなりましたけれども、裏に大丸があつて、その大丸のビルが裏にあるの

はいかなものかという話がずっとあつて、だけど、大丸はあそこを当然使用できる権利を持っています。

その権利の空中部分を売って隣のほうに大丸は移ったんですよ。だから、そうは言いながらも、結構東

京駅を真っ正面にして左側の背後には大丸が建っているんですけど……。だから、そういうことはできま

す。

だから、ここでも、この近くでここに係る部分の空中権をその近隣で売買できるような形にゾーニングしてあげれば、それは可能になります。それは都市計画的に多分可能になるので、いわゆる景観法云々とか、広域での縛りをかけるということじゃなくて、もうピンポイントで、いわゆる不忍通りとか本郷通りとか容積率が高目に設定されているところの部分だけピンポイントでやっていけば、これはできると思いますね。

○会長 その行為は、容積を要するにほかに売るということでしょう。それは別の法律ですよね。景観法とは関係ない。都市計画法ですか。

○二番委員 基本的には都市計画法の範疇です。

○会長 そういうことで、この百キロも向こうの山ではないんですけども、重要な建築物のシルエットを守るために裏の建築物を規制するというのは、法律的には一歩踏み出しているわけであります。それを富士山まで延長するという話が、その方法でどこまで適用できるかわかりません。ただ、全くそういう意味で先進事例の希望がないわけではないというところまでは来ているわけだというふうに認識しております。

今後、この問題をどう扱うかというのは大変重要だと私も思いますし、眺望の中に山を持ってくるということに関しては、もともとヨーロッパを起源にしたこの都市計画とか景観の規制の中では、それほど視野にないんじゃないかと思うんです。やっぱり建築物が中心なんですよね。しかし、日本の場合には山の景観がいろいろ伝統的な意味もあって建築物と同じぐらい重要だと私も思います。山とか、それから地形

ですね。台地の地形の起伏とか、そういうものは、たまたま富士見坂のところもあれば台地の末端の谷へ向かった地形ですね。ああいう地形がつくっている空間自身が建築と同じぐらいの重要性を持っているというふうに我が国の伝統から言えば思います。それを何とかすべきだというふうに私も思いますけれども、この景観法をコントロールするとか、預かっている景観審議会の立場としては、今すぐにどうなるというわけでもないです。

私の一つの考えですけど、今日、この正式な第四回の荒川区の景観審議会に、この日暮里富士見坂の件が大変詳しいデータとともに机の上が上がってまいりました。これは公式な事実でございますから、このことを何らかの方法で、審議会の会長名か、あるいは区長名か、それはよくわかりませんが、東京都都市計画関係の審議会に、あるいは都知事になるかわかりませんが、そのことを公式に報告していきたいと思えます。どういう方法でそれをやるかはちょっとこれから私、事務局と相談させていただきましても、本日のこの審議が、これは地元の皆さんの御意思だと思えますけども、ありましたということをはつきりこの審議会から東京都に対して発信するという形でいきたいというふうに思います。

百点満点から言えば何点かよくわかりませんが、大変頼りない状況かもしれませんが、でも、我々としてはできる限りのことをしたいという、とりあえずそういうことで私は今日は事務局とこれから相談に入りたいというふうに思いますので、御了承いただきたいというふうに思います。

何か。

○七番委員 積極的にぜひ景観審議会としての対応、大いに賛成しますので、お願いしたいと思います。

ただ、先ほども議論がありましたけど、やっぱり景観法そのものが縛りがかからない状況で、建築基準法だとか、そういうことに適用されていればどんどん建ってしまうという、これが現実だと思うんですね。

ガイドラインでという話があったので、いつごろまでにガイドラインというのはつくる予定で、それはどういうことで活用されようとしているのか。さっき言った東京都が消極的だという話が出てがっくりしたんですけれども、広域ですから、関係区が頑張るのもそうですけど、やっぱり東京全体として、こういうじゃないかという方向を出していくのも大事なんだと思うんです。そういう意味では、東京都に申し入れるのもそうですし、国に対してだって申し入れなきゃいけないのかなと思うので、その辺も含めて国や都に対する要請ということもやっぱり視野に入れていく必要があるのかなと。

ガイドラインを活用する仕方です、つくってから行動というふうになんか聞く必要はないかなと、ちょっとその辺ももう少し、今後のことのガイドラインの持つ意味とか狙いとかというのをもう少し詳しく聞けませんか。

○都市計画課長 このガイドラインの持つ意味といたしましては、法的に規制ということができませんので、私どもとしましては、このビスタライン上の関係者の皆様に対して富士見坂からの眺望について理解と協力を求める、そうした眺望の保全に努めるためのガイドラインにしていきたいというふうに思っております。それを関係五区でもって、そうしたビスタライン上にある建築物については、こうしたことでの要請をしていくということを基本にしていきたいなというふうに思っております。

それと、東京都への働きかけにつきましては、今、会長からのお話がありましたので、会長ともよく

御相談をしながら検討していきたいというふうに思っております。

○会長 ありがとうございます。

それでは、そういうことで、本件に関しましては、一応審議会として東京都に対する報告、お願いをするということでございますけれども、あわせて、私からの意見でございますけど、この問題は富士山の眺望が中心になっておりますけれども、日暮里富士見坂を守る会という会がいろいろ御活躍になっておって、富士山を中心としながらその周辺のまちづくり、これは我々の景観軸に入っているわけですから、富士山も含めてもっと広くいろんなことに御関心があるんだらうというふうに思います。富士が今当面はつきりとした見通しが立たなくても、地元のまちづくりをしっかりとやっていたら、ほかにもまだいろいろな魅力がございますから、ぜひ続けていただきたいと思います。その中で富士山の問題も忘れずに考え続けていただきたいと思いますというふうに思います。これは、審議会としては景観軸全体のマネジメントとしていずれは考えなきゃいけない問題だというふうに私は認識しております。

それでは、そういうことで、この件は一応終わりにいたしましたして、また後ほど意見があったら伺いたいと思います。

それでは、報告事項の三件目、「荒川区景観まちづくり推進委員会」の活動報告について、御報告をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、荒川区景観まちづくり推進委員会の状況につきまして御説明を申し上げます。

この委員会につきましましては、昨年六月から活動を開始してございます。すみません。昨年の六月から

活動しておりまして、この委員につきましては、公募をさせていただきまして、公募の皆様により、プラス私ども職員三名が加わりまして、合計十名の皆さんで月に一回から二回程度集まりながら今後の景観についてということで協議をしているところでございます。

お手元の資料の中に入れておりますのがこの「てくてくと」という景観のニュース、まちづくりニュースでございます。これについては第一号を昨年十二月に発行させていただいております。

この中で、「創刊に当たり」ということで区長さんからもお話をいただきつつ、江戸川区や世田谷区のそうした風景づくりの関係者とも交流をしてきた状況を報告させていただいております。

中ほどには、「私が残したい風景、育てたい景観」ということで、景観の百景づくり、あらかわ百景づくりについての状況を示させていただきました。これにつきましては、来年度にできればあらかわ百景とというような形の中で応募をしつつ、そうしたことを発掘することによって景観のまた新たな展開をしていきたいなということが今委員会の中で話し合われておりますので、そうしたところの前振りでございます。それと、裏面においては、その委員さんによるリレーエッセイとか、編集後記とか、そうしたものを掲載させていただいているところでございます。

あと、二号につきましては、今まだ編集途中でございますけれども、四月にはこうした形で発行していきたいということで、まだ仮でございますけれども、このような取り組みをしてございます。

本当にこの推進委員会の委員の皆様は、その景観ニュースだとか、景観フォーラム、また百景についてとか、いろんな御意見をいただいで、本当に前向きに日夜こうした景観についての取り組みについてお話

し合いをしていただいているところでございます。こうした取り組みについてまた続けていきつつ、こうした広がりも見せて、十名とは言わず、二十名、三十名増やしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○会長　ありがとうございます。

御出席の皆さんで関係なさっている方、どなたでしたか。何か御発言があれば。

○三番委員　この本場に「てくてくと」にありますように、江戸川区、世田谷区など景観まちづくりを先頭に立ってやっていたら、こんなことやっている、あんなことやっているというのを聞き、それで、私たちも荒川区独自のカラーで何か景観まちづくりができないかという中で百景。でも、百景も、ただ百景だけだと他区のただのまねなので、やっぱりそこら辺を、どういった百景を集めるかということも含めて、本当に試行錯誤中です。

今も、例えば都電の特集にしたら、そんなのずっとやっていることで、そんなのつまらないじゃないですかという話になったり、例えば昔話関係からいろんな方を引っ張ってきて、それを、昔の写真なんかを集めてもおもしろいねとか、いろいろ試行錯誤中なので、まだ決められていません。今後もまた集まっても、どんどん話を深めていくつもりです。

○九番委員　私も一応まちづくり推進委員会のほうに入っているんですけども、江戸川区さんとか世田谷区さんに行ったときに非常に感じたのは、住民が多い区ということもあるんですけども、区民自身の活動

がすぐくもともと盛んな区であるところがありまして、区にNPO支援の体制というものがあるんですよ。その枠組みがあるので、そういうことも利用して活動をサポートできるというのがありまして、荒川区の場合は、そういう意味ではNPOの支援の仕組み自体がないので、NPOを担当する部署もないので、その区に合わせてということにもなるんですけども、そこからスタートしなければいけないのかなというのが感じたことです。

ただ、もう一つ、台東区さんの事例をちょっと個人的に探っていたら、台東区さんもあんまり、谷中とか、一部で非常に区民活動が盛んなところもあるんですけども、あんまり区民活動というよりは商売のまちで商店街が強いというところがありまして、景観の協定とかも商店街単位で一つ一つ何か区が口説いている感じがするので、それは区の特性によりけりなのかなと思いつつ見えていました。

荒川区がどういう道をたどっていったらいいのかというのは、荒川区の特性というのをやはりじっくり、景観の特性もそうですけど、方法も荒川区らしさというのを考えていかなければいけないと思うんですけども、ただ、区民の活動の芽というものもあるので、それをサポートする体制というのがぜひ欲しいなと思いつつながら帰ってきました。

○会長　ありがとうございます。

これは景観まちづくりということになってきて、まちづくりというのは景観を含めてのもうちよつと大きな多分考えなので、つまり景観法のテリトリーにあまりこだわらずにもっと広くやってくささいという、そういう趣旨だと思ふんですね。その中から景観に関する合意も次第に出てくるに違いないということ

ございますので、景観法を本当に生き生きとしたものにするための前提条件としての市民の活動というふうに私は思います。まだ出発したばかりでございますけど、ぜひこういうものを活性化していく中で景観の問題の順調な成長を促したいというふうに思います。

○十三番委員 申しわけないですけど、この景観まちづくり推進委員会という組織は、まちづくり計画の中ではどこに位置づけられているものなんでしょうか。ちよつと基本的なところがよくわからないんですけど、教えていただけますか。

○会長 これはどういうふうに御説明したらいいですか。景観法の枠内で位置づけられたものか、あるいは……

○都市計画課長 これにつきましては、景観計画ということを決めさせていただいております、その中で区民と進める景観づくりといえますか、そうした位置づけということで私も認識をしているところでございます。少々お待ちください。

まず、お手元にありますでしょうか。景観計画の九十三ページに「区民と進める景観形成」ということで記載をさせていただいております。この中で、景観まちづくり団体までにはいきませんが、言えなればそうした芽をまずは育むといえますか、そうした部分でこの委員会を設けて、それを発展させていきたいというふうに思っているところでございます。

○十三番委員 この景観計画というのは、かなりの日数を費やしてつくり上げたものなんでしょう、その中に今の委員会というものが一言も触れられていないというのはどういことですか。そういう形で

委員会というのをこしらえてそれがどういう働き……。実質的な働きはいろいろやっていらっしやるんですけども、裏づけがない、根拠がないと幾らその委員会が提言を行っても、その委員会は何ですかということになっちゃいませんか。僕は、こういう委員会、推進委員会自体は非常によくて、私も入りたいと思っているぐらいなんですけども、ただ、ちよつとそこが一番もとのところがもう一つよくわからないので。

○事務局 都市計画担当係長の永澤です。

三月一日に条例、計画が施行されまして、同日付で第一回の景観フォーラムを実施したところですが、その際にやっぱり公募で区民委員さんを募集しましてフォーラムを実施したところです。この中にも伊藤（登）さんをはじめ池田さん、関さん、あと内山さんもいらっしやって、そのフォーラムの実行委員会がこのまま終わってしまうということもなかなかもったいないということもありまして、名称は推進委員会に変わりましたが、やはり区民の手づくりで区民と進める景観まちづくりを進めていこうということ、引き続きそれを発展した形でまちづくり推進委員会という名称で出発したところです。

一応フォーラムの実行委員会はそこで一回区切りをつけましたので、改めて区民の公募による委員会を立ち上げて進めていこうと。計画には具体的な名称等もございませんが、区民と進める景観まちづくりという中で、根拠とすればその計画の中になりますけども、そこでフォーラムの実行委員会を発展させた形で進めてきたというところがございます。

今後は、それだけに限らず、景観百景の選定委員会とか、今後、推進委員会で話し合っていくんですけど

も、選定委員会にしても、検討委員会にしても、さまざまそういった会議も開いていきたいというふうに思っています。

○会長 景観法の中に市民の役割に関する規定があるでしょう。例えばいろんな計画を提案したり、それからいろいろな景観重要構造物等の管理を行うことができる市民団体という規定がありましたよね。どういう名前だったかちよつと正確に覚えておりませんが、あれは景観法が規定する民間団体というのがとにかく入っていますよね。それと今のこの関係はどうなのかな。

○事務局 景観の機構という形で、こういった富士見坂の問題も広域的な場合に、また今話題になっているオープンカフェとか、そういった設置に関しても法に基づく協議会を開けると。それは行政団体、また区民、事業者も含めてやっていくということもありますから、そうした形での景観法のメニューはございます。

特段その推進委員会は景観法の中でないんですけども、ただ、先生が今おっしゃったように、それぞれの役割は法の中でうたっています。行政、区民、また事業者というそれぞれの立場でうたっていますから、やはりこういったまちづくりの協力していくというようなこともうたっていますので、そういった面では根拠は確かに法ではうたわれているというふうには思います。

○会長 これはどうですか。伊藤（登）さん、あなたは景観法の運用について割と詳しいので。市民団体が景観法に基づいているんな施設の管理等を行うことができるという規定になっていたんじゃないかなかったですか。

○二番委員 それは、つい最近区から配っていただいた荒川区の景観計画の九十六ページのあたりに…
○会長 どういう名称でしたか。

○二番委員 景観整備機構ですよね。

○会長 景観整備機構か。そうそう。

景観整備機構は、今、荒川区の場合、まだそれは発足していませんよね。だけど、将来、時が熟してくれば景観整備機構というものが発生する可能性は十分あるわけだけど、そこに持つていくための準備段階としてこの推進委員会みたいなものの事前活動というのは非常に有効だろうと僕は思うんですけどね。

○事務局 その意見も出ています。実際に委員さんから出ているところです。将来的には持つていければもう本当に最高かなと思います。

○会長 将来はそういう景観法に根拠を持つ団体に発展していく可能性を持った運動だろうというふうを考えております。それは今後の問題ですからまだわかりませんが、そういう位置づけでお考えになったらどうなんですかね。これは法的な根拠を持った団体ですから、非常に責任もあるわけですから、いきなりそこにいくわけにもいかないので、その母体になるかもしれない。そういうことでございます。

○七番委員 ちょっと関連してお伺いしたいんですが、前に景観といった場合に南千住で行動を起こして、区としても支援の手をとるということで提案もここでもさせていただし、区としても検討したいという話があったんですね。もちろん全体としてつくっていくことも大事だけれども、地域で頑張っ始めていっていると、区としても支援する、こういったこともやっぱり大事だと思うんですね。

先ほど出たように、いや、区民と区と一緒にやるんだということなんだけども、具体的にやっているところへの支援がどうなっているのか。例えば検討したいと言ったことで、その後は区としてそういう地域の景観にかかわる活動を具体的に……。前の話では、印刷代とか、そういうのも含めて支援したいような話がここでは議論されたわけなので、そういったことも、こういう活動も大事だと思うんだけど、景観法で具体的に進めていく上で地域で起こっている運動を支援するということがやっぱり行政として必要なんじゃないかと思うんですけれども、その辺ちょっと認識を聞いておきたいんですが。

○都市計画課長　そうした区民の方々からの発意があれば、それを応援するというのが区の役割だと思うっておりますので、それについては全く否定するつもりもございませんし、そういうふうにやっていきたいというふうに思っております。

その中で、南千住につきましては、一時期ちょっとそういうお話もあつたんですけども、少しその流れが流れていない状況もありますので、そうしたものについては、やはり私どもとしても注視をしていきたいなというふうに思っております。

○七番委員　マイクはもういいです。その流れ方がいろいろ、ここもそうなんですけど、全体としてやっぱり景観ということとまちづくりという、ふくそうしているわけですよ。だから、狭い意味で考えたら景観で、それは対象になるけれども、まちづくり全体になると対象にならないというようですね。まあ、よくわからないんだけど、その一時とまっている意味がね。南千住では結構その後もやっているわけじゃないですか、持続した運動として。そういうことへの支援ということが実際に何となく縦割り行政で、いや、

それは支援でなくて、これは別ですみたいなことにちよつとなつていような感じを私は受けるんですね。それはもつとおおらかに支援の手として、部は超えてもやっぱり共同して支援するような流れも柔軟にやっていくということにしないと、せっかくなつくくり出した変化を、いや、とまっていますと、上から見ていますなんていうんじゃない。こういうことでやるのは大事だと思いますよ、推進委員会でやりましょうとでも、やっているところをもつと頑張ってくださいと応援しないと、百景だ何だと言ったって、これから立ち上げるのとは。現実に生まれているものをさらに進めるといふことと、両方やったっていいんだと思うんですよ。その辺もう少し何か柔軟に考えられないのかなと思うんですけれども、だめなんですかね。

○都市計画課長 恐らく南千住のNPOの団体の方々の活動についてだといふふうに思います。

これにつきましては、その団体の……。実は私どもの景観まちづくりの推進委員のメンバーにそのNPOの代表の方も加わってやっていたので、そうした点におきましたは、やはりこれからそうしたNPOとのコラボレーションも考えていって、その中でも、まちづくり、また景観の切り口のまちづくりについてもやっていきたいなというふうには思っています。

○七番委員 最後にしますけど、民間のほう頑張っていて、行政のほうがおくれているともう指摘されているわけだから、その辺はもう少しスピードアップして、ここにもNPOを対象にする、景観の担い手というふうに書かれているわけだから、現実に動いているものを素早く行政がおくれないようにやっぱり対応していただきたいと思うんですよ。それは、間違つた方向とか、景観といふことで考えるとどうか

なという思いが行政の皆さんの中にはあるのかもしれないけど、やっぱりそういう方向に向かっていることは間違いないんだと思うですよ。そういうことを含めて、私はもつとね。まあ、ほかではなかなかそういう動きは出ていないけど、そこでは出ているとしたら、その変化をつかみ取って積極的に支援するということをやむを得ない。まあ、前は検討しますみたいなことまで言ったわけだから、何か敷居が高いのかよくわからないけど、もう少しやっぱりに現実に対応を私はお願いしておきたいと思う。

これはこれで大いに頑張っていたきたいし、どういうふうに進めたらいいのかというのはもつと行政としても……。もちろんそこに参加しているわけだけでも、どういう広がりを持てるのかというようなことも検討していただきたいなというふうに思います。要望しておきます。

○会長 どうもありがとうございます。

それでは、一応報告事項三つについて御審議いただいたわけ——御審議というか、皆さんの御意見をいただいたわけでございますけども、もう少々時間がございますので、全体を含めて何か御発言があれば承りたいと思います。一回前のほうの報告事項に戻っていただいても結構でございますけど、何かございますか。

○十四番委員 先ほどのアドバイザー会議で出てきて、最後に「てくてくと」の第二号にもまたその写真が出ているんですが、ちよつと気になったのは、この色、「TGG 2 / 4」というのはいい色だと思いますけども、多少強目なんですよ。

それで、建築のガイドラインの中では、建築物はG系だと多分2までという規定があつて、土木構造物

なんかはその範囲じゃないのかもしれないんですけども、その辺、ここでいいということになると、もつと大きい橋であれと同じのを使いたいというときに、これがちよつと気になるのは、今後の高架はこの色に統一されるというふうになっているんですけども、どこでもこれがいいかどうかというのはね。幾つか連続していたときとか、大きくなったときとか、構造が違ったときに、2/4の4のほうは僕は多少問題があるし、それから、最近国交省なんかだと、ガードレールその他でグレーベージュとか、結構穏やかな色を基本にしている、例えば歩道橋なんかをそういう色に統一している例が結構出てきているんですけどね。横須賀市なんかでは、こういう高架のところもそのグレーベージュというのを使っていて、なかなか僕はいい色だと思うんですけども、よりこれよりも景観に溶け込む。これは多少周辺の中から目立って見えて、だけど、この2の暗さで品がいいとは思いますが、いつもこの見え方が、全部統一していくとこの見え方、よさがずっと持続するかどうかというのはちよつと心配なので、全部統一するかどうかを多少検討したほうがいいと思いますね。それから、場合によってはこの4を整合性をとって2以下にするとか3/2にするとか、そういう検討もちよつとするといいと思います。

○会長 ほかにございますか。どうぞ。

○十一番委員 第一回区民委員の宮澤です。今日二つ御質問させていただきたいんですが――質問というよりも……。

一つ目は、富士見坂の景観についての……

○会長 マイクをお使いになっただけですか。

○十一番委員 当審議委員が積極参加するという御提案を先生からいただきましたけど、むしろこれは我々のこの会議が積極的にもう大検討事項として、審議事項として取り上げて、まずは三重丸の項目としてぜひ取り上げていただきたいという意味で、私も大賛成です。と申しますのは、やはり景観審議会、また景観条例、こういったものについて、区民レベル、区民の理解度、特に区民の理解度という部分がまだまだ薄いと思うんです。専門家の方々は、もうかなりこういう先ほどの事例検討のように多く審議されているんですが、一般市民、区民レベルの理解度というものをもっとも浸透すると。そういう意味でも、身近な富士見坂の景観を守っていかうと、こういうものに、この審議、景観という部分を理解していただく意味でも、ぜひ積極検討項目、審議項目という部分で上げていただいたら、より身近に景観という部分についての理解が深まるんじゃないかと、こういうふうに思っています。

それから、二つ目というよりも、この「てくてくと」というのを私は今日会議に出て初めて拝見いたしました。これも一号と二号を拝見すると、二号で今特集で組んでいるような景観まちづくりって何と、このテーマがむしろ第一号であるべきじゃないかというふうに思っています。というのは、区報も何も通してまだ昨年の四月号だったか三月号の一号だけが、荒川区報で景観審議会、また景観法の導入ということの特集が大きく捉えられたのが、そのとき以来あんまり大きく取り上げられていないんです。まだ周りに聞きますと、そんな景観法ってあるのというような、区民のレベルはまだまだ、ほとんど理解度という部分は少ないです。この辺をやはりもっとも理解させるために、第一回のフォーラムのときも景観法って何と、こういう質問からあそこのパネルアップをしたり、何としても景観というかた苦しい、また解釈

もまちづくりと混合するような難しい問題をもっともつと区民のレベルに落としていく、理解度を深めていく、こういうPRを、この会はもつともつと積極的に声を出していただきたいと、こういうふうに思います。

この「てくてくと」というのは、この発行が推進委員会というふうに書いてありますが、これは何部ぐらいつくって、どういう方法でもって入手することができるのか、その辺、二つ目にちよつとお聞きしたいと思います。

二つとも私の一番申し上げたいことは、区民にどれだけ私たちのまちの景観という部分の理解度を高めていくかという作業を、私も区民代表としてこの第一回の審議会に入れさせていただきましたけど、私の役割は、やはり区民一人でも多く理解者を深めるといふ仕事をさせていただきたいという思いからここに入らせていただきましたので、ぜひ一般区民レベルのPRということにも力を注いでいただきたいなというふうに思います。そういう意味で、富士見坂をぜひ取り上げていただきたいというふうに思います。

○会長 ありがとうございます。御趣旨よくわかりました。何か、よろしいですか。

○都市計画課長 富士見坂につきましては、おっしゃるとおりだというふうに思いますので、また景観審議会、これから開いてまいります、時々において御意見をいただければというふうに思っております。

それとあと、この「てくてくと」でございますが、ちなみに、一号につきましては五千部刷らせていただきました、これについては回覧板で区民の方々に周知をし、また、いろんな窓口がございますので、そうしたところに置かせていただいて周知をしているところでございます。また、二号については今後検討

していききたいというふうに思っております。

○十一番委員　もう一点なのですが、私も個人的に毎年ダイヤモンド富士の撮影に行っています。過去の写真も曇りの日以外はほとんど今までの写真を撮っています。特に今年はNHKで取り上げられたせいか、もうあそこの坂に撮影者並びに鑑賞者が入り切れないぐらい。こういう世論も含めて、一つの出来事を含めて、こんないいチャンスないと思うんですね。ここに一富士見坂を守る会だけが、一グループがこれだけの声を集めているにもかかわらず、私たちのこの荒川区の景観審議会というところが一行も入っていないということになったら、またもつと大変なことになると思うんですね。そういう意味でも、こことタイアップするとか。

それからもう一つ、景観軸の中に、三つの軸の中に、あのように日暮里台地というのが完全に私たちの審議のポイントに入っているわけですから、この辺でも一番シンボリックな富士見坂という部分については、むしろこの会で分科会ができてもいいんじゃないかと。それから、この守る会という委員をお呼びして彼らの今までの活動計画や何かも、やはりゲストとしてお呼びしてノウハウや何かもタイアップして、連動して動いていくような動きもあってもいいのではないかというふうに思います。

○会長　ありがとうございました。よく御趣旨はわかりました。

○十四番委員　今の件に関して、先ほど建築計画が着工しているような話も聞いたんですけど、どんな状況なんですか。

○都市計画課長　現在の状況といたしましては、昨年の九月から着工しております、現状はもう建築計

画自体は着々と進んでおります。竣工の計画、予定といたしましては、本年の十月を予定しているというふうには聞いてございます。

○二番委員 それは一番近いところに建つんだから致命的だよ、そうすると。

○会長 台東区だよ。

○二番委員 台東区なんですか。文京じゃないですか。

○会長 文京か。文京だね。

○十四番委員 向こうからすれば、やっぱり自分のところの財産を何でそんなこと言うのと……。

○会長 ありがとうございます。皆さんの御意向、よく理解いたしましたので、先ほどのように、この件について、東京都に対する我々のメッセージだけではなくて、今後のこの審議会自身の動きという意味でもよく考えてみたいと思います。

○七番委員 それで、「てくてくと」というのは、ホームページとか、何かそういうものには載らないんですかね。

○都市計画課長 いや、載っています。

○七番委員 載っているか。その辺ちょっと聞かせてもらっていいか。

○都市計画課長 これにつきましては、当然ながらホームページにも掲載させていただいておりますので、引き続き二号が出次第また掲載していききたいというふうに思っております。

○会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項はそのぐらいにいたしまして、四、その他に進みたいと思います。
では、事務局からよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、本日はありがとうございます。

まず、次回の審議会の開催予定について報告をさせていただきます。

本審議会につきましては、委員の皆様が本年の六月三十日をもって二年間の任期が終了いたします。そのため、次回につきましては新たな任期の始まりの時期と考えておりまして、おおむね七月を予定しているところでございます。

なお、公募により選任させていただきました区民委員におかれましては、改めて、二年間、今回で区切りでございますけれども、また公募させていただきますので、再任はもう大歓迎でございますので、また応募していただければというふうに思っております。具体的な公募につきましては、四月一日の区報におきましてまた公募させていただきますので、よろしくお願いしたいというふうに思っております。

次に、大変残念な御報告をしなくてはいけないんですけれども、これまで景観の検討委員会及び本景観審議会の会長を務めていただきました中村良夫先生におかれましては、今回の任期をもちまして勇退をされることとなりました。長期にわたりまして荒川区の景観行政、またまちづくりに御尽力をいただきました、衷心より感謝を申し上げます。

ここで中村先生より一言御挨拶をいただきしたいと思います。

○会長 この委員会も六月三十日で二年間の任期が終了するというところでございまして、その任期中に今

回の審議が、今日が多分最後になるんですかね。

○都市計画課長 はい。

○会長 ということになりますので、御挨拶させていただきます。

私は、この審議会の初代の会長という大変名誉ある位置を占めてまいりましたが、その前に区の景観計画の作業についても携わる機会を得まして、大変この荒川区にはお世話になり、私自身は大変勉強になりました。今回、勇退と書いてありまして、勇退というのはちよつと大げさな感じがいたしますけれども、私としても、ちよつと四月に私はこれから後期高齢者の仲間入りをすることになりました、あまり年をとってやるのはいかなものかと、もつと若い元気な人にやっていただくのが一番でないかという気持ちを昨年の秋ごろから強く持ってまいりました。今日、皆さんからいろいろこの審議会の役割について御意見を聞きました、もつと積極的に現場に出て区民の皆さんと交わらないと、このままだと審議会が非常に宙に浮いてしまうのではないかという危機感も私自身持っておりますので、もう少し地元に着した活動を何とかしていったらどうかなど。この景観まちづくり推進委員会なんていうのは、そういう運動の一つだと思えますけれども、そういう方向でいきたい。そのためには、私自身は第一線から身を引いて、もう少し若い方にしていただきたいという気持ちを強く持っております。

最後になると思いますので、二、三感想めいたことを申しますと、景観法に基づく行政行為というものは、今日の報告を見てもわかりますとおり、決して十分なものではなくて、いささかふがない点もあるのでありますけれども、しかし、我が国で景観に関する唯一の国の重要な法律であることには変わりありま

せんので、これを守って育てていかなければいけないというふうに思います。景観法、確かに十分ではないんですが、一つの打開策といいますか方法は、今日のお話にありましたように、今日報告がございましたように、非常に大きな建築物に関して、一番重要なのは建築物自身の背の高さなんですよね。建築の高度の規制に関しては、景観法は権限を持っておりません。これは都市計画法の権限、あるいは建築基準法にも関係あるかもしれませんが、他の法律の分野なんです。したがって、建築物の高さに関しては、この審議会自身は権限がなくても、都市計画審議会に対して御意見を申し上げて、一緒になってそれに対して取り組んでいくということはできると。ある自治体では、都市計画審議会と景観審議会を合体させるところもあると聞いておりますので、そういう方向での道はあるかもしれませんが。もちろん都市計画法自身がそう簡単に建築物の高さ規制の枠なんていうことをやれるわけではないと思います。少なくとも権限は持っているわけでありますから、その権限を、区民の合意さえあればそれはできることなので、そういう方向が一つあると思います。

もう一つは、景観法の独自のいろいろな手段がございますので、これは十分に活用しなければいけません。例えば景観重要樹木なんていうのがある。これは世界的に見ても非常に珍しい法的な手段じゃないかと思えますから。やっぱり日本の都市は大きな木、並木道でなくてもいい、一本だけ孤立していても目立つ、皆さんから愛されているような樹木というのがありますね。こういうものを大事にしていこうという考えである。あるいは、重要樹木ではないかもしれないけど、生け垣なんかも随分いいものがあります。これは民間の財産でありますけども。必ずしも、公的であろうと民間であろうと景観がよくなればいいの

で、そういうものを、そういう植物的な景観をもう少し利用するというのは、これは景観法の範囲内でできることでありまして、もう少し踏み込んでもいいのではないかと思えます。同じように、景観重要建造物とか構造物とかという指定の方法がございました、それに指定すれば公園だろうと道路であろうと割とそこの景観をよくする根拠がはっきりしますので、まだ荒川区ではそういう指定は十分済んでおりませんが、これからまだやる余地があるわけで、そういう方向に進んでいけたらと思います。

それからもう一つは、私もあちこちの景観づくりをお手伝いしながらつくづく思うのは、景観というのは、一般に理解されている広い意味での景観というものは、景観だけ考えてもなかなかうまくいかんのですよ。その人たちの毎日の生活、特に商店街だったらビジネスですね。それから、住宅地であれば住宅地での生活というのがいろいろあって、これは景観の範囲に入らないものがいろいろあると。商店街なんかの場合には、もう明らかにその商売と非常に関係がある、商売のにぎやかさということと関係あると。そのことと景観を分離せずに一緒にやったほうが効果があると私は思っております。現にいわゆるまちづくりと称するようなものは大体そういうのが多いので、だから、景観と一緒にしているわけですね。景観法の国境線を越えるようなものが必ず出てくる。そこに一つの突破口があるんだろうと思えます。やっぱり行政の仕組みからいくと、商業、商店街の振興は景観とは別のセクションがやっているし、景観は景観の都市計画関係のセクションがやっているということで、別の問題なんです。別の問題だけど、そういう縦割りはこの際忘れて、一つの総合的な何かプロジェクトを区としてもぜひお考えになって、これは区長直轄でいい。特にこの区の場合三つ景観軸というのをつくったんですから、そこにそれぞれそういう

ようなものかもしれないが大変景観としても心強いのではないかなというようにことを考えます。

これは私の退任の挨拶でございますから、私自身がこれについてはあまり言う立場ではないかもしれないけど、将来個別的にそういうプロジェクトが起きれば、また景観審議会とは別に何らかのお手伝いをする機会があるかもしれないし、皆さんと会話する機会もあるかもしれない。決して荒川区のことを忘れるということはあり得ないことなので、たびたびこれからもいろいろ理屈をつけてこっちへ出てきますから、どうぞよろしくお願いいたします。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

それでは、会議全般にわたって改めて何か御意見等がございますれば伺いますが、よろしゅうございますか。

ないようでしたら、本日の審議会はこれをもちまして閉会といたしますが、事務局からは何かございますか。

○都市計画課長　もうないです。ありがとうございます。

○会長　どうも皆さんありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

午後三時三十五分閉会